

白糠町

不妊治療費等助成制度



白糠町では、一般不妊治療（人工授精）と生殖補助医療（体外受精、顕微授精）に要した自己負担分を全額助成いたします。また、治療のための移動に要した交通費の一部、生殖補助医療の治療を受けるために必要な宿泊費を一部助成します。

白糠町役場健康こども課健康支援係

（2-2171 内線 593）

**不妊治療等に関する
専用ダイヤル**

2-2239

◆生殖補助医療助成内容◆

生殖補助医療（体外受精・顕微授精・男性不妊治療）に要する自己負担分を助成します。年齢や回数、通算助成期間についての制限はありません。

保険適用

- 40歳未満の場合は1子につき6回の治療まで
- 40歳～43歳未満の場合は1子につき3回の治療まで

自己負担分を
全額助成します

保険適用外

上記対象以外の方は保険適用外となりますので、治療に要した費用について、**自己負担分を全額助成します**。また、年齢や回数にて保険適用される方であっても、先進医療など医師が必要と認める保険適用外の治療についても全額助成します。

◆一般不妊治療助成内容◆

一般不妊治療のうち、人工授精に要する自己負担の費用を全額助成します。年齢や回数、通算助成期間についての制限はありません。

～お願い～

医療費がひと月の自己負担限度額の上限を超えることが想定される場合、事前に保険者から、限度額認定証を発行してもらい、病院を受診してください。もし持参できず、自己負担限度額の上限以上の医療費を支払った場合、先に保険者からの高額療養費の還付を受けてから、白糠町の助成金の申請をお願いします。また、保険者より付加給付金の支給がある場合についても、給付金の支給額決定後、助成金の申請をお願いします。申請の際、還付額、支給額がわかるものを提出していただきます。

◆交通費助成◆

医療機関に通院した方について、治療のための移動に要した回数のうち、1/2を助成します（JR運賃を基準とします）。

例)

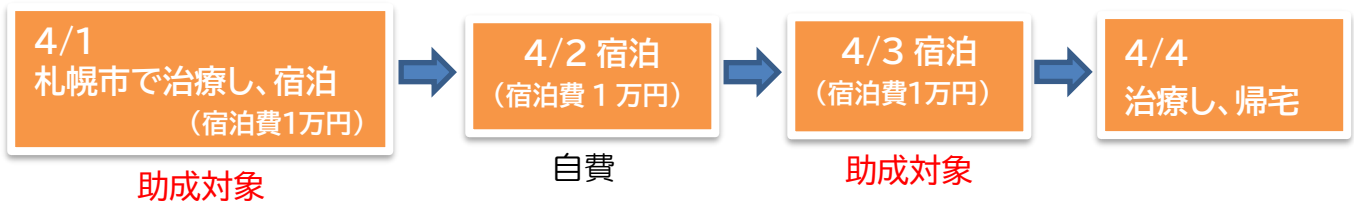


※北海道外の医療機関に通院する場合、飛行機を利用して移動した場合でも、JR運賃を基準とします。

◆宿泊費助成(生殖補助医療を受ける方のみ)◆

生殖補助医療の治療を受けるために宿泊を要する方について、1治療日につき1泊として、1/2を助成します(町の旅費規程を基準とするため、道内の場合上限15,000円、道外の場合上限18,000円の1/2を助成します)。

例)札幌市で治療をするため、宿泊が必要となる場合



→このケースの場合は、 $1万円 \times 2泊 \times 1/2 = 1万円$ を助成します

★道内で宿泊費1泊15,000円を超える場合

→金額にかかわらず上限15,000円の1/2の7,500円を助成

～手続きの流れ～

① 指定医療機関での
不妊治療

② 白糠町へ申請

③ 白糠町からの助成決定

医療機関に証明書の記載を依頼します。
生殖補助医療の方は、**白糠町不妊治療費等助成事業(生殖補助医療)受診等証明書(様式第2号)**、一般不妊治療の方は、**白糠町不妊治療費等助成事業(一般不妊治療)受診等証明書(様式第3号)**が必要です。

必要書類・領収書のコピー等を添付して白糠町へ申請してください

※生殖補助医療は1回の治療が終了する毎に申請をお願いします。

※一般不妊治療は1年度に1回まとめて申請をお願いします。4月診療から翌年3月診療までの人工授精に要した自己負担分について、治療終了の日の属する年度内に申請をお願いします。

◆対象となる方(生殖補助医療・一般共通)◆

下記の要件にすべて該当する方が対象となります。

- (1) 夫婦が法律上の婚姻をしていること(事実婚も対象とする)
- (2) 夫婦のいずれも白糠町に住民票があること
- (3) 夫婦のいずれも町税および国民健康保険税の滞納がないこと
- (4) 夫婦のいずれも医療保険各法による被保険者、組合員または被扶養者であること
- (5) 他の市区町村において、生殖補助医療または一般不妊治療等に要した経費の助成を受けていないこと、または受ける見込みのないこと

原則5年以上白糠町に居住していただくことを助成の条件としております。

◆生殖補助医療・一般不妊治療の申請方法◆

下記の申請に必要なものを持参のうえ、白糠町役場（健康こども課健康支援係③窓口）へ申請してください。各申請書、証明書は白糠町ホームページよりそれぞれダウンロードが可能です。また、役場3番窓口でもお渡ししています。

申請に必要なもの

- 1 白糠町不妊治療費等助成事業申請書（様式第1号）…生殖補助医療、一般共通
- 2 白糠町不妊治療費等助成事業（生殖補助医療）受診等証明書（様式第2号）
または白糠町不妊治療費等助成事業（一般不妊治療）受診等証明書（様式第3号）
- 3 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（住民基本台帳で確認ができる場合は不要）、事実婚の場合はそれぞれの戸籍謄本と住民票（謄本）、パートナーと同一世帯でない方は申立書（様式第4号）
- 4 不妊治療に要した費用の領収書
- 5 宿泊に要した費用の領収書
- 6 交通費・宿泊費申請にかかる請求書（様式第5号）
- 7 高額療養費の還付額、付加給付金の支給額がわかるもの ※該当する方のみ
- 8 印鑑（様式第1号の申請者欄に押印したものと同一印鑑）
- 9 振込口座通帳の写し

※必要書類の詳細については、別紙「不妊治療費等助成事業申請にあたっての注意事項」に記載してありますので、ご確認ください。

★郵送による申請もできます★

上記の「申請に必要なもの」1～7（4、5はコピー）を同封の上、簡易書留で郵送してください。

※記入内容の確認をしますので、郵送前に専用ダイヤルにご連絡ください。

不妊治療の申請に関してはご希望により助産師等がご自宅に訪問し、書類をお届けしたり、申請を受け付けることもできます。また、不妊等に関する相談も受け付けておりますので、お気軽に下記専用ダイヤルまでご連絡ください。

☎2-2239